

平27福個答申第11号  
平成27年8月31日

福岡市長様  
(総務企画局行政部情報公開室)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上裕章

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第56条第2項第4号の規定に基づき、平成27年3月30日付け情公第1313号により諮問を受けました下記の案件につき、別紙のとおり答申いたします。

記

○ 諮問第92号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の  
施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について」

（平成27年3月30日諮問）